

# 木津町区青少年育成委員会規約

制定 平成 23 年 16 月 13 日 改定 平成 30 年 16 月 16 日 改定 令和 元年 16 月 1 日  
改定 令和 2 年 6 月 13 日 改定 令和 3 年 6 月 13 日 改定 令和 4 年 5 月 16 日  
改定 令和 7 年 5 月 11 日

## 【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区青少年育成委員会（以下、「本会」という。）と称する。

## 【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は委員長宅に置く。

## 【目 的】

第 3 条 本会は、木津町区内の関係機関・団体及び住民の連携により地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

## 【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する活動
- (2) 社会環境の浄化に関する活動
- (3) 非行少年の早期発見と非行防止活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする

## 【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1 名
  - (2) 副委員長兼会計 1 名
  - (3) 監 事 1 名（区地域長兼務）
2. 委員長は副委員長兼会計が継承任命される。
  3. 副委員長兼会計は付表のとおり輪番制とし、各町の互選とする。
  4. 委員長ならびに副委員長兼会計の任期は 1 年とする。
  5. 監事は木津町区地域長が兼務する。
  6. 委員(青少年育成委員)は各自治会より選出し任期は各自治会の定めによるものとする。  
委員長及び副委員長兼会計は本委員を兼務しなければならない。

## 【役員並びに委員の任務】

第 7 条 委員長は、本会を代表し本会の運営を統括する。

2. 副委員長兼会計は、委員長を補佐すると共に本会の会計等事務一切を司る
3. 監事は本会の会計監査を司る。
4. 委員は本会の目的を達成するための活動を行う。

## 【会 議】

第 8 条 本会に、総会及び委員会を置く。

## 【総 会】

第 9 条 総会は全会員をもって構成する。

2. 総会は、毎年 1 回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、委員長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 規約の改定に関すること

- (2) 事業計画に関すること
  - (3) 予算及び決算に関すること
  - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと
5. 総会は、その付議事項の一部を委員会に委任することができる。

【委員会】

第10条 委員会は、委員長が招集し、役員及び委員によって構成する。

2. 委員会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1) 総会に提出すべきことがら
  - (2) 総会より委任されたことがら
  - (3) その他、委員会が特に必要と認めたことがら

【経費】

第11条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第13条 会計監査は、毎年1回監事が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【付表】

年 度	副委員長兼会計	委員長
令和7年度 (2025)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト
令和8年度 (2026)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷
令和9年度 (2027)	不二荘園・神田自治会	西町
令和10年度 (2028)	小寺町	不二荘園・神田自治会
令和11年度 (2029)	四丁目	小寺町
令和12年度 (2030)	五丁目	四丁目
令和13年度 (2031)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	五丁目
令和14年度 (2032)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・」宮ノ内107・フォレスト	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和15年度 (2033)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト

※ 自治会の名称は（「木津町区規約第5条」に基づく）